



## 中国知的財産権の最新動態

### λ 人民法院、5 項措置を採択し、知的財産権の司法保護力を強化

人民法院は、近年、5 項主要措置を積極的に採択し、知的財産権の司法保護力の増大を図った。この 5 項措置は主に司法救済の実効性の向上、権利者の挙証負担の軽減、権利者の損失に対する十分な補填、法による重大な権利侵害行為に対する制裁、知的財産権の侵犯犯罪行為に対する懲罰等を表している。司法救済の実効性の向上においては、近年、人民法院は、行為保全措置を特に適用し、これは知的財産権の権利者の利益保護に対し重要な作用を発揮する。また、人民法院は、財産の保全と証拠保全における力量を絶え間なく強化し、権利者の利益を確実に保護する。統計によれば、ここ 3 年で、地方法院の知的財産に関する、訴訟前の臨時禁令、訴訟前の証拠保全、訴訟前の財産保全の裁定における支持率はすべて 85% を上回っている。

権利者の挙証負担の軽減については、知的財産権侵害行為の隠蔽性、多発性により、知的財産権利者による調査、挙証は非常に難しいという問題が存在する。人民法院は民事訴訟法の一般規定及び知的財産権審判の特殊な要求に基づき、事実推定の原則を正確に適用し、適宜挙証責任を転移し、知的財産権利者の挙証負担を確実に低減し、権利者が権利維持に成功する可能性を向上させる。権利者の損失に対する十分な補填については、人民法院は、当事者の経済分析、専門家による評価、会計見積もり等の方法を運用することを積極的に教唆、奨励し、損害賠償の計算の科学性及び合理性を向上させる。案件の事実、証拠を基礎として、事件の状況により、裁量権を用いて公平、合理的に賠償額を斟酌決定する。権利者による権利侵害行為の制止のために支出した費用の賠償請求を積極的に支持する。

重大な権利侵害行為の法に基づく制裁においては、人民法院は侵害停止措置の適用を重視することにより、権利侵害が繰り返し発生する危険性を最大限に消滅させる。また、悪意のある権利侵害及び権利侵害を繰り返し行った行為者に対しては、人民法院は法定賠償を適用する際、高い賠償額を確定する。重大な悪意のある権利侵害や、権利侵害を繰り返し行った行為者に対しては、人民法院は、罰金等の民事制裁手段をさらに適用する。知的財産権侵犯犯罪行為の懲罰においては、近年来、人民法院は、知的財産権犯罪行為の重点業種と重点領域に対する攻撃力を増加し、罰金刑の適用力の増加を重視し、また、再犯力と条件をなく奪することを重視する。2012 年、地方各級人民法院が携わり、結審した知的財産権権利侵害の刑事事件は 12794 件、法律効力の判決を受けた人は 15518 人であり、刑事事件数及び法律的効力が発生する判決を受けた人数は創設 5 年以来最高となった。

(中国法院ネットワーク)

### λ 中国最高人民法院、知的財産権司法保護典型事例 8 つを公表

中国最高人民法院は、知的財産権司法保護典型事例 8 つを公表した。理解によれば、この 8 つの典型事例には、6 つの民事事例と 2 つの刑事事例が含まれる。そのうち、6 つの民事事例とは、申立人アメリカのイーライリリー・アンド・カンパニー、イーライリリー（中国）研発有限公司と、被申立人黄孟煒の行為保全申立事件、佛山市海天調味食品股份有限公司が佛山市高明偉極調味食品有限公司に対し商標権侵害及び不正競争で告訴した紛争事件、BMW 株式会社と広州世紀宝馳服飾実業有限公司を商標権侵害及び不正競争で告訴した紛争事件、珠海格力電器股份有限公司が広東美的制冷設備有限公司らを発明特許侵害で告訴した紛争事件、アシュランドライセンス&インテレクトラルプロパティー LLC、北京 天使専用化学技術有限公司が北京瑞仕邦精細化工技術有限公司、蘇州瑞普工業助剤有限公司、魏星光等を発明特許権侵害で告訴した紛争事件、北京銳邦涌和科貿有限公司がジョンソン&ジョンソン（上海）医療器材有限公司、ジョンソン&ジョンソン（中国）医療器材有限公司に対し垂直的独占協定で告訴した紛争事件である。

NO.1312 2013.12.10



2つの刑事事例は、江西億鉛電子科技有限公司、余志宏らによる営業秘密侵害罪をめぐる刑事事件と、宗連貫ら28人による登録商標を模倣した刑事事件である。具体的な事例は、銀龍 NEW に掲載している。

事例1：申立人アメリカのイーライリリー・アンド・カンパニー、イーライリリー（中国）研発有限公司と被申立人黄孟煒の行為保全申立案。

基本状況：被申立人は2012年5月にイーライリリー中国社に入職し、双方は「秘密保持協議」を締結した。2013年1月、被申立人はイーライリリー中国社のサーバー上、申立人が有する48もの文書をダウンロードした。2013年7月、アメリカイーライリリー・アンド・カンパニーは、黄孟煒を、技術秘密侵害を理由に上海市第一中級人民法院に訴え、同時に行為保全を申し立てた。法院は民事裁定を行い、被申立人黄孟煒に対し、申立人のアメリカイーライリリー社が営業秘密として保護する21文書の開示、使用または他人による使用の許可を禁止する民事裁定を下した。

典型意義：本件は、我国において修正後の民事訴訟法に基づき、営業秘密権利侵害訴訟において行為保全措置が適用された最初の案件である。

（中国知識産権局報）

## Ⅱ 世界知的財産権機関、中国特許ファイルをオンラインデータベースに収録

世界知的財産権機関は、中国が提供した約300万部の特許ファイルをオンライン検索サービス PATENTSCOPE に収録した。該データベースは、「特許協力条約」における国際特許出願の公開日よりフルテキストが検索可能であり、現在すでに34の国と地域が含まれている。情報によれば、現在データベースは、ユーザーが1985年から1995年までに提供した中国特許と特許出願の英文コンテンツ情報であり、1996年以降の中国特許及び特許出願には、英文コンテンツ情報及び中国語の特許記述と特許請求の範囲が含まれている。

（中国知識産権局報）

## Ⅲ 「特許協力条約」最新改革及び進展

「特許協力条約」(PCT) 同盟総会第44回会議が第19次例会日前にスイスジュネーブで開かれた。今回の会議は、PCT 実施細則部分の条款の修訂草案の検討、採択、同時に国際機関の品質に関する業務、PCT 部分の改革議題等の内容について討論し、さらにウクライナ国家知的財産権局を PCT 国際調査及び予備審査機関と指定する議案を通した。

今回の PCT 同盟総会では、トップアップ調査、及び国際調査機関の見解書を国際公開の日から入手可能とするという2項の実施細則修正議案について検討し、採択された。トップアップ調査とは、国際予備審査機関が審査過程において行う調査を指し（以下トップアップ調査と称す）、国際調査報告制定後に公開された特許の発見、または予備審査機関によって得られる文書である。すべての状況において必ずトップアップ調査を行わなければならないわけではないことを考慮し、PCT 実施細則は特に次の3つの状況における例外を認めている。即ち、国際予備審査機関がトップアップ調査を有用としない、該機関が審査する主題ではない、国際調査機関による調査を経ていないと判断した場合である。修正は PCT 実施細則第66条及び第70条に言及している。国際予備審査機関が、現在の IT システム及び内部プロセスやプログラムを十分な時間をかけて更新できるよう、修正内容は2014年7月1日から発効し、この日またはそれ以降に提出された国際予備審査請求がされた国際出願に適用される。

第三者は国際調査機関の見解書を、国際公開日より獲得することができる。この条款の修正内容は次のとおりである。国際公表の日より、何人も国際調査機関の見解書及び出願人による見解書に対する応答時に提出された非公式意見陳述を PATENTSCOPE データベースより得ることができる。特許性に関わる国際予備報告及び報告記



文は、依然として優先権日より 30 カ月以内に制作する。これと、第三者及び指定局は優先権日より 30 カ月を経過したのち、特許性の国際予備報告を得ることができるという現在実施されている規則とを比較すると、報告を得られる時間が 1 年ほど早まっている。修正は、PCT 実施細則第 44 条の 3 の削除並びに第 94 条の修正に言及しており、2014 年 7 月から発効となり、2014 年 7 月 1 日以降（当日を含む）に提出された国際出願に適用される。

その他の課題：PCT プロジェクトグループ第 6 回会議報告。PCT 同盟総会は PCT プロジェクトグループ第 6 回会議報告について検討し、PCT における特許出願体系の中心とする作用を増強する提案を顧みた。たとえば、特許審査ハイウェイ（PPH）を正式に PCT において正規化する、調査戦略の強制記録、PCT 費用の減免、国際調査の補充等。各成員国は、報告を聴取した後、PCT 改革に対する期待と構想を表明し、関心のある議題について意見や提案を発表した。このほか、大会は、ウクライナ国家知的財産局を国際調査及び予備調査機関とすることを認め、有効期間は協議日より 2017 年 12 月 31 日までとしている。

（中国知的財産権報）

## λ 2013 年グローバル・イノベーション調査において中国企業 75 社が提示される

国際コンサルティング会社であるブーズ・アンド・カンパニーが第 9 回「2013 年グローバル・イノベーション 1000 社」研究報告を公表した（膨博データベースによる）。それによると、これら企業の今年度における R&D 支出額は 6380 億米ドルに達した。

今年度のグローバル・イノベーション 1000 社のうち、中国企業は 75 社提示されており、全 R&D 支出額は 205 億米ドルに達している。昨年の中国企業 50 社は、計 151 億米ドルの支出であり、それぞれ 50%、36%増加した。

また、中国企業の R&D のグローバル・イノベーション 1000 社の全 R&D 支出額に対する比率も昨年の 2.5% から 3.2%に上昇した。比率は小さいが、しかし中国企業の R&D に対する予算の増加スピードは欧米企業よりもはるかに速い。2008 年から 2013 年において、中国企業の R&D 支出は、全世界における額に対し 0.4%から 3.2%に上昇し、7 倍もの増幅となっている。さらに、中国企業に設けられている総本部も R&D 支出比率が大幅に上昇しており、この値は、昨年よりも 35.8%上昇している。

中国企業の R&D 支出ベスト 10 のうち、多くはエネルギー、自動車等の分野における企業が占めており、インターネット企業は騰訊のみが入選した。

また、400 名企業の科学技術上級管理職が行った調査結果によると、2013 年度の最もグローバル精神を備えた企業 10 社が選出されており、アップルと-google が第 1、第 2 であり、電気自動車テスラが初めてランクインされた。

最もグローバル精神を備えた企業 10 社と R&D 支出最高の 10 社の財務業績を比較すると、R&D 支出最高の企業の業績は、グローバル精神を備えた企業を超えていないだけでなく、収入増長率並びに市值の双方においてグローバル・イノベーション 1000 社の平均レベルよりも劣ることがわかる。この報告により、企業が成功するか否かは、R&D 費用の大小にはなく、使用法によって決定されるということが改めて肯定された。

（騰訊ネット）

## 銀龍の代理実務コラム

### 特許製品の平行輸入 (3/3)

2. 欧州連合：欧州連合の商標法と異なる点は、欧州連合は今まで立法の方法では成員国の特許制度を調整しておらず、統一した欧州特許は現れていないという点である。1974 年の「Centrafarm Starling」事件において、欧

NO.1312 2013.12.10

州連合内部の権利消尽の原則が構築された。⑦欧州連合は、その範囲内で権利地域消尽の原則を実行し、欧州連合以外の国家地域に対し、成員国が有する態度と異なる。イギリスは特許平行輸入制度に対し黙示許諾の態度を維持しており、フランスは国内権利消尽の原則を使用している。

3. 日本：日本最高裁判所の1997年における「BBS」事件の判決において、黙示許諾理論は日本の原則上、平行輸入を許可する証拠とみなされた。日本は特許の平行輸入に対しBBS事件前はずっと否定的な態度をとっていた。

#### 4. 我国

我国の「専利法」(2008年修訂)第69条第1項において「特許製品または特許方法により直接得た製品は、特許権者またはそれを許可された機関、個人により販売された後、該製品の使用、販売許可、販売される」とあり、特許権侵犯とはみなさない。立法の本意から、この條款が採択しているのは国際消尽の原則である。この条の規定を適用し、平行輸入行為は、専利権侵犯行為の前提条件とはならず、特許権者またはその許可された人が国境外においてその特許製品または特許方法により直接得た製品を販売するにすぎず、該特許権者が販売地点における国または地域において、該製品の専利権を得る、及びどのような種類の専利権を得るのかとは無関係であり、また、特許権者またはその許可された人が、その特許製品または特許方法により直接得た製品を販売する際、制限的な条件があるかどうかとは無関係であると認定される。⑧専利法第69条第1項で規定されている国際消尽の原則は、黙示許諾理論を運用しないことを意味するのか。答えはNOである。我国の民事法において、「黙示」と「黙示授權」に関する規定が存在する(我国「民法通則」第56条及び66条の規定参照)。我国2008年の専利法の修訂過程において、専利法第12条中の「特許権者と書面において実施許諾計約を締結しなければならない」中の「書面」の2文字を削除し、一定の状況において、実施許諾の黙示許諾における障害を除去することを認めた。特許権消尽の原則は特許権の本質的な限定であり、特許権者またはそれを許可された人は、その特許製品を販売した後、購入者は、絶対意義上の権利侵害を免除される。該特許権者が有する、販売された特許製品と関連するその他特許権(たとえば、1件の発明特許に2つの独立請求項が含まれ、1つの独立請求項は技術方法で、もう1つの独立請求項が該技術方法を実施するための専用設備である場合)に対しては、黙示許諾理論は、購入者が相対意義上の権利侵害を免除されるといえる。別の観点からいうならば、「専利法」の規定により、特許権者の許可なくして、国内で合法的に製造された特許製品または特許方法に基づいて直接得た製品を販売した後、該製品の使用、販売許可、販売したのもの、やはり特許権の権利侵害には当たらない。⑨「専利法」の規定により、3つの場合において、特許権者の許可なくして特許製品を製造、販売することができる。1. 「専利法」第69条第2項で規定されている先用権利者、2. 「専利法」第14条で規定されている発明特許を普及、応用する被授權機関、3. 専利法第6章で規定されている強制許可された被許可人。本文は上記観点到に賛同しないが、自由意思で許可できない場合、権利者の「同意」がなく、しかも価格に関して自由な交渉もなければ、市場価格を真に反映できない。よって、権利者は報いられず、予期される効果も得られない。このようでは、有効的に人々の発明創造を奨励することはできず、イノベーション能力の向上、科学技術の進歩促進に対しても不利である。

(本文作者：機械部杜徳海)